

追加議案第4号

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号）
及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17
年高根沢町条例第10号）の一部を改正する条例を、別紙のように定め
る。

令和4年3月16日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

期末手当を引き下げる人事院勧告に基づく関係法律の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じる改正を行うほか、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条並びに附則第2条及び第3条）

① 支給割合の改定

一般職員の令和4年6月期以降の期末手当の支給割合を改定するものです。**(第17条)**

【期末手当の支給割合】※再任用以外の職員（0.15月引き下げ）

改正前

6月	12月	合計
127.5/100	127.5/100	255/100

改正後

6月	12月	合計
120/100	120/100	240/100



【期末手当の支給割合】※再任用職員（0.10月引き下げ）

改正前

6月	12月	合計
72.5/100	72.5/100	145/100

改正後

6月	12月	合計
67.5/100	67.5/100	135/100



② 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和3年12月の実際の期末手当支給額と人事院勧告に準じた改定が行われていたとした場合の当該期末手当の額との差額（調整額）を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減ずるものです。（附則第2条）

$$\underbrace{\text{令和4年6月本来額}}_{\text{"基準額"}} - \underbrace{(\text{令和3年12月支給額} \times \text{割合})}_{\text{"調整額"}} = \text{令和4年6月支給額}$$

<割合について>

令和3年12月1日時点の職員の区分において以下のとおり定める。

○再任用以外の職員

- ア イ及びウ以外の職員 15 / 127.5
- イ 特定幹部職員 15 / 107.5
- ウ 特定任期付職員 10 / 167.5

○再任用職員 10 / 72.5

③項ずれの修正

引用先において項ずれが発生していたため修正するものです。(第4条第7項)

④本町職員と県内他市町職員等の給与水準の均衡を図るための措置の適正化

ラスパイレス指数を用いた比較等により、本町職員と県内他市町職員等の給与水準の均衡が図られていないと判断したときに講ずる措置は、町規則で定めるところによることとするものです。(第4条第7項)

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第2条)

特定任期付職員の令和4年6月期以降の期末手当の支給割合を改定するものです。

【期末手当の支給割合】(0.10月引き下げ)

改正前

6月	12月	合計
167.5/100	167.5/100	335/100

改正後

6月	12月	合計
162.5/100	162.5/100	325/100



(3) その他

高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、一般職員の期末手当の支給割合を引用している高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。(附則第4条)

3 施行日
公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第4条</p> <p>7 前3項の規定にかかわらず、職員の昇給を行う場合には、<u>法第24条第2項の規定に基づき、給与の均衡が図られていないと判断したときは、町規則で定めるところにより必要な措置を講ずることができるものとする。</u></p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第4条</p> <p>7 前3項の規定により、職員の昇給を行う場合には、<u>法第24条第3項の規定に基づき、給与の均衡が図られていないと判断したときは、必要な措置を講ずることができるものとする。</u></p>
<p>(期末手当)</p> <p>第17条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の高根沢町職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第17条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び高根沢町職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第17条第4項から第6項まで（高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第18条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高根沢町条例第17号）第4条又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高根沢町条例第1号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適

用を受ける者をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第17条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(町規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

(高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高根沢町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 2 第13条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は「100分の97.5」とする。	附 則 2 第13条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は「100分の97.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。